



返戻金制度

株式会社ザブーン

Ver.1.0

返戻金制度

入社日から1ヶ月未満の退社：支払金額の**80%**を返還

入社日から1ヶ月以上、2ヶ月未満の退社：支払金額の**50%**を返還

入社日から2ヶ月以上、3ヶ月未満の退社：支払金額の**20%**を返還

貴社=以下「甲」という、株式会社ザブーン= 以下「乙」という、採用決定者=以下「丙」という

丙が、入社辞退や自己都合の退職、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、入社後3ヶ月未満に退職した場合や、本人の責に帰する事由により解雇された場合は、乙は甲に対し、上記の基準で本件報酬を返還するものとする。

但し、名目上、もしくは形式上の理由にかかわらず、退職が、甲の丙に対するその他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合、または甲の丙に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りではない。

また、甲の事由に起因する退職、もしくは甲が定める就業規則に記載されている懲戒事由以外に起因する解雇、または紹介者の死亡等、不側の事態による退職の場合、返戻金制度は適用されないものとする。